

# 身体的拘束等適正化のための指針

三豊市立西香川病院

平成30年9月

## 1. 身体的拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとする。

- 1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。
- 2) 緊急・やむを得ない場合の例外である三原則の利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことを必要とする。

※ベッドの4点柵に関しては、原則拘束とみなす、但し対象者が意識もなく自ら動くことができない場合は、行動を制限する目的ではなく、転落防止のため安全を重視するものとし、4点柵は、拘束に当たらない。

## 2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

1) 身体的拘束適正化委員会を設置し、3か月に1回以上開催する。

2) 身体的拘束適正化委員会は、医師、事務長、病棟長、介護支援専門員、実務担当者等で構成する。

3) 身体的拘束適正化委員会では、以下の項目を検討・決定する。

① 身体的拘束等に関する規程・マニュアル等の見直し

② 発生した身体的拘束の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。

③ 身体的拘束等の兆候がある場合は慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

④ 日常的ケアを見直し、利用者様に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。

4) 身体的拘束適正化委員会の結果は、議事録を回覧、院内共有情報に掲示するなどして周知徹底する。

## 3. 身体的拘束等の適正化のための研修

実務に関わるすべての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

1) 定期的な研修の実施（年2回）

- 2) 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施（新人研修・中途採用者研修）
- 3) その他必要な教育・研修の実施

#### 4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

##### 1) 記録、集計、分析、評価

身体的拘束報告書にて、その様態及び時間、日々の心身の状態等の解除、やむを得なかった理由を記録し、報告する。身体拘束適正化委員会において、報告された事例を集計し発生時の状況を分析する。発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化策を検討する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討評価する。報告された事例及び分析結果を職員に周知し、記録は保存する。

##### 2) カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合は、身体拘束適正化委員会を中心として担当者が集まり、身体拘束を実施する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件を満たしているかどうかを確認し、医師に報告し情報共有する。拘束による利用者の心身の弊害や拘束をしない場合のリスクについて検討する。拘束を実施すると判断した場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討する。本人・家族に対する同意書を作成する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討を随時実施する。

##### 3) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、改善に向けた取り組み方法の説明をし、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合も同様に行う。

##### 4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、家族等に報告する。

#### 5. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには職員全体で以下の点を十分に認識し身体拘束ゼロを目指す必要がある。

- 1) 人手不足を理由に安易に身体拘束をしていないか
- 2) 認知症であることで安易に身体拘束をしていないか
- 3) 転倒、転落すれば大事故に繋がるという先入観で安易に身体拘束をしていないか
- 4) 身体拘束以外に本当に他の施策、手段はないのか

#### 6. 指針の閲覧

当施設での身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも施設内で閲覧できるようにすると共にホームページ上に公表し、自由に閲覧できるようにする。

平成30年9月30日作成